○議事日程

令和８年６月８日（月）　第４日

第　１	会議録署名議員の指名	
第　２	承認第　３号	専決処分の承認を求めることについて（岐南町税条例の一部を改正する条例）
第　３	承認第　４号	専決処分の承認を求めることについて（岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第　４	議案第２３号	岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
第　５	議案第２４号	岐南町印鑑条例の一部を改正する条例について
第　６	議案第２５号	岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第　７	議案第２６号	令和８年度岐南町一般会計補正予算（第１号）
第　８	議案第２７号	令和８年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
第　９	議案第２８号	令和８年度岐南町介護保険特別会計補正予算（第１号）
第１０	議案第２９号	令和８年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算（第１号）

――――――――――――――◇――――――――――――――

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――◇――――――――――――――

○出席議員　　１０　名

１　番	倉　内　貴　成　君
２　番	小　椋　正　子　君
３　番	廣　瀬　恵理子　君
４　番	長谷川　　淳　君
５　番	松　本　暁　大　君
６　番	三　宅　祐　司　君

7	番	松原浩二君
8	番	渡邉憲司君
9	番	加藤雅浩君
10	番	小島英雄君

――――――――――◇――――――――――

○欠席議員　　なし

――――――――――◇――――――――――

○説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤友紀君
副町長	崎浦良典君
教育長	野原弘康君
総合政策部長	安田　悟君
総務部長	服部貴司君
こども未来部長	三輪　学君
健康福祉部長	堀塲康伸君
住民部長	小野木崇夫君
基盤整備部長	板橋篤志君
会計管理者	井上剛志君

――――――――――◇――――――――――

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	摂田真広
書記	渡邉二志夫

――――――――――◇――――――――――

開議

午前１０時００分　開議

○議長（加藤雅浩君）　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

――――――――――◇――――――――――

第１　会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、７番　松原浩二議員及び８番　渡邉憲司議員を指名いたします。

――――――――――◇――――――――――

第２　承認第３号

○議長（加藤雅浩君）　日程第２、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（岐南町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

――――――――――――――――――――――――――――――

（議　案　掲　載　省　略）

――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）　本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（岐南町税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（加藤雅浩君）　起立全員であります。したがって、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（岐南町税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認されました。

――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――

第３　承認第４号

○議長（加藤雅浩君）　日程第３、承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

――――――――――――――――――――――――――――――

（議　案　掲　載　省　略）

――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）　本案件については、既に説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　討論がないようですので、これで討論を終わります。

お諮りいたします。承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（加藤雅浩君）　起立全員であります。したがって、承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

――――――――――――――◇――――――――――――――

第４　議案第２３号

○議長（加藤雅浩君）　日程第４、議案第23号　岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

――――――――――――――――――――――――――――――

（議　案　掲　載　省　略）

――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）　本案件については、既に説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を許します。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第23号　岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（加藤雅浩君）　起立全員であります。したがって、議案第23号　岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

――――――――――――――◇――――――――――――――

第５　議案第２４号

○議長（加藤雅浩君）　日程第５、議案第24号　岐南町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

――――――――――――――――――――――――――――――

（議　案　掲　載　省　略）

――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）　本案件については、既に説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号　岐南町印鑑条例の一部を改正する条例については、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君）　異議なしと認めます。したがって、議案第24号　岐南町印鑑条例の一部を改正する条例については、福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。

――――――――――――◇――――――――――――

第６　議案第２５号

○議長（加藤雅浩君）　日程第６、議案第25号　岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

――――――――――――――――――――――――――――――

（議　案　掲　載　省　略）

――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）　本案件については、既に説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号　岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、総務基盤常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君）　異議なしと認めます。したがって、議案第25号　岐南町消防団

員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、総務基盤常任委員会に付託することに決定いたしました。

――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――

第７　議案第２６号

○議長（加藤雅浩君）　日程第７、議案第26号　令和８年度岐南町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

――――――――――――――――――――――――――――――

（議　案　掲　載　省　略）

――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）　本案件については、既に説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑はございませんか。

７番　松原浩二議員。

○７番（松原浩二君）　７番議員　松原でございます。

議長のお許しを得ましたので、議案第26号　令和８年度岐南町一般会計補正予算（第１号）について質疑をさせていただきます。

歳出のほうですが、款02総務費、項01総務管理費、目05財産管理費、節17の備品購入費、これについてですが、カスタマーハラスメント対策で通話録音装置購入という説明を受けております。

これについて、３点質問させていただきます。

１点目、どれぐらいの着信件数があり、そのうち、カスタマーハラスメント対象となる件数はどれくらいでしょうか、１日当たりということでもいいです。職員の対応時間も、それで相応にかかっていると思います。

２点目、くらし安全課に設置であるが、ほかの課と比較してどれぐらい多いということでしょうか。

３点目、録音データの取扱いについてはどのようにされるのでしょうか、また、本来の意味でしょうけど抑止力として機能するのでしょうか。

以上、３点お尋ねします。

○議長（加藤雅浩君）　服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君）　松原議員からの備品購入について質疑にお答えをさせていただきます。

１つ目のご質問、件数につきましては、くらし安全課において、ごみの有料化に伴う苦情・要望について、３月から５月まで集計いたしましたところ、総数で760件、そのうち30分を超えて対応するようなカスタマーハラスメントに該当する件数は40件

ほどでございました。これを１日当たりに換算いたしますと、苦情・要望自体の件数は12件、うちカスタマーハラスメントに該当する事案は１日から２日にかけて約１件ぐらいの頻度でございます。

２つ目のご質問、ほかの課と比較してどれくらい多いかにつきましては、今回の集計は全庁的には実施せず、くらし安全課のみで集計をしておりますので、比較したデータはございません。くらし安全課といたしましては、ごみの有料化前と比較いたしますと、問合せの総数自体が著しく増加しております。

３つ目のご質問、データの取扱いにつきましては、今回導入する機種は受電した通話の全てを録音するものではなく、カスタマーハラスメントと対象となり得る通話のみを対象として録音するものでございますので、ハラスメント対策として使用する音源のみを保存対象として、行政事務の個人情報と同様のセキュリティーレベルで取扱いをいたします。

抑止効果につきましては、録音を開始する前にその旨を通知する機能がございますので、一定の効果があるものと判断、期待いたすものでございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　ほかに質疑はございませんか。

10番　小島英雄議員。

○１０番（小島英雄君）　10番　小島でございます。

今、松原議員もごみのことで質問をされましたが、答弁の中で760件という非常に多い、２か月間で760、30分以上が40件もあるということでありますので、いかにこの政策がずさんかということも裏を返せば言えるんですね。今までこのような事態は起こっていなかったんです。今でも、町民と会えばごみはどうなっている、そんな話ばっかりです。

そうした中でなぜ通話録音装置を必要なのか、これは住民に対してプライバシーの侵害だと思っております。そして、機器の導入に当たってこれは法律的に対処できるかどうか法律的に有効かどうかということもお聞きしますし、そして仮に住民が窓口に来て勝手に録音したり、あるいは録画した場合どう対処されるのか、これは住民からのやり方ですが、行政としては通話録音装置を図ってやるということですが、そのカスハラに当たる時点において誰がどう判断されるのか全然見えてこないんですね。その時点で、電話に出た担当者が上司に求めるんですか、これはカスハラに当たるから録音してもいいですかと、あるいはマニュアルがあれば誰が判断するのか、その辺のところをしっかりと答弁してもらいたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加藤雅浩君）　ここで暫時休憩いたします。

午前１０時１２分　休憩

午前１０時１６分　再開

○議長（加藤雅浩君）　休憩を終わり、会議を再開いたします。

服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君）　小島議員からの再質問についてお答えをさせていただきます。

今回のごみ有料化に伴う制度改正によりまして、くらし安全課におきましては町民の皆様からの問合せや苦情などの電話が急増しており、その中には一部過度な要求であるとか長時間にわたる通話も含まれており、職員がその対応に追われ、本来の窓口業務や住民サービスに支障が出ている状況でございます。

その電話を取るときに、まず初めに本人に録音させていただきますという了承を得た上でボタンを押しますので、決して黙って勝手に録音するというふうではございません。また、その辺りの電話の受付対応についても、今回の備品購入と同時にハラスメント対策のマニュアルを総務人事課のほうで作成して、並行してやっていきたいというふうに考えております。録音したその中身を見て、すごい暴言があるとかそういったものについてはその場での対応ではなくて、録音したものを後日弁護士のほうに相談させていただいて、それをカスハラというふうに認定するかどうかというのはその段階で判断していきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、こういった事態を受けまして職員の精神的な負担を軽減して本来の業務に専念できる環境というのをなるべく早めに確保するために、今回こちらの電話を導入させていただきたいと思いますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　10番　小島英雄議員。

○１０番（小島英雄君）　10番議員　小島ですが、今の服部部長の答弁、これは理にかなっておると思っています。というのは、やはり職員も守らなければならないというのはあります。

しかし、大前提は町民です。録音するものを初めから録音すると言って、いかにも何かあるみたいなふうになってきますし、途中でするのもいかがなものかと思っていますが、その判断基準が曖昧なんですね、どうするんだという。

そしてもう一つは、よく聞いてください、服部部長、この前の６月４日の松本議員のごみの問題の中で担当部長の板橋部長が本当にいい答弁していました。というの

は、ごみの問題で混乱が生じないよう丁寧な対応をしておりますと、これに尽きるんじゃないですか、通話録音装置を入れる前にそうした心がけをしていただければ解決できると私は思っています。堂々と答えていましたよ、あのとき、僕聞いていましたが、そういう明快な答弁がある中で録音通話装置なんて入れますか、以上です。

○議長（加藤雅浩君）　服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君）　小島議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

担当者としては丁寧に分かりやすく説明をしておっても、やはりこの事実が表すように30分を超えるような、そういった職員はしっかりと対応しておりますけれども、今の現状を見ますと、その中でもやはり30分以上の苦情、ご意見をいただくケースというのが実際ありますので、やはりそこについては一部の住民の方には言いたいという方も見えますので、そういった方に対してもちろん丁寧な説明を心がけておきますけれども、そういった中で、言った言わないかというところもやっぱりありますので、その辺りは証拠として残すためにもこの録音機能装置というのは必要であるというふうでございます。本当にやはり、ある程度録音しているというふうなことを電話をかけてきた人が分かればトーンダウンということも期待できますので、今回の録音装置につきましては全庁的なカスハラ対策として行く行くは、これを検証した上で全庁的には入れていく方向になるかも分かりませんが、まずはモデルケースとして、くらし安全課から導入していきたいというふうに思っております。

もちろん住民に対する説明というのは職員一人一人がしっかりと心がけてやっているというのは、これはありますけれども、やはりどうしてもその中にも、少数の方ではございますが、そういった方もお見えになられますので、そこについての対応ということで今回導入させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤雅浩君）　ほかに質疑はございませんか。

４番　長谷川　淳議員。

○４番（長谷川　淳君）　４番議員　長谷川です。

１点だけ、ちょっと今の議論の中でこうしたほうがいいんじゃないかということが思ったので一応質問させていただきますが、小島議員の言うこともごもっともで、やはり町民のこうしてほしいという純粋な改善の意見と苦情、嫌がらせのような電話というのは区別しないといけないというのは１つあって、これは役場の職員側も町民側もある程度の基準を持って判断していくのが望ましいかなと思うので、今、他自治体でもカスタマーハラスメント条例が順次、どんどん制定しているところは増えていますけど、岐南町においてこのカスタマーハラスメント条例を今後どうするかという方向性がもしも決まっているのであれば、やるのかやらないか、考えているのか、その

点についてちょっと見解をご答弁よろしくお願いします。

○議長（加藤雅浩君）　服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君）　長谷川議員の質疑にお答えをさせていただきます。

国におきまして、この10月からカスタマーハラスメントについて本格運用、そういった動きがあるということを聞いております。もちろん町としてもそこに合わせてしっかりと対応策、条例施行、条例等を整備する、あるいは、これは町内の全事業所に対して行うものでございますので、その辺りしっかり対応というのは取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤雅浩君）　ほかに質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

10番　小島英雄議員。

○１０番（小島英雄君）　10番議員　小島ですが、議案第26号について反対の立場から討論いたします。

この通話録音装置導入に当たりまして本当に慎重に審議したかどうか、内部でですよ、よく分からないんですね。ただ苦情があるというだけで。今、苦情に対して録音をしている自治体は少なくなっているんです。なぜかというと、先ほど言いましたが、やはりプライバシー侵害、これが一番大きな問題なんですよ。誰でも録音を取られたらいい気はしませんよ。やはり、住民対役所、こういうのはやはりいろいろ問題があるんですよ。そうした中で何か威圧的に録音するということはいかがなものかと思っております。住民の自由な意見、今先ほど服部部長が答弁しておりましたが、やはり30件ほど非常にひどいものがあるというようなことを言っておりましたが、やはりここは辛抱して住民の意見を聞く、こういう姿勢が大事ではないかと思っております。

そうして、もう一つ、この前一般質問の中で言いましたが、公務員とは、憲法15条に規定されておりますが全体の奉仕者なんですよ。そのことを忘れずに対住民、それに力を注いでください、住民の生活力向上できるように。

このごみ問題で皆様、本当に疲弊しているんですよ、出し方、運び方、場所、日時、時間、みんな不平不満を言っておりますよ。そうした中で苦情に対して録音するとはいかがなものかと思っておりますので、私はこれについては住民を守るために、一番大きな問題はプライバシー侵害だと思っておりますので、反対いたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　ほかに討論はありませんか。

４番　長谷川　淳議員。

○４番（長谷川　淳君）　４番議員　長谷川です。

補正予算に賛成の立場で討論いたします。

小島議員の言うことは本当にごもっともなんですけど、今回の問題は苦情があります。そこで、くらし安全課としても建設的な住民の意見はちゃんと聞きますという姿勢を一般質問の答弁でもしていますし、現に今もそれをやっているということだと思います。その中でやっぱり悪質というか、本当に裁判してでも勝てるような、本当にたらたら時間を取るようなぐじぐじ苦情を言うということは、その住民の気持ちも分かるんですけど、やっぱり役場の職員は先ほど小島議員言われたみたいに全体の奉仕者なんで、その人だけに時間を使うということもできないので、そういったことでこの３月、５月でそういうことが非常に多かったと、仕事にならないという話を僕も担当課から聞いていますので、本来ならカスタマーハラスメント条例を整備してからやるのも一つ筋なのかなと思いますが、緊急的に行うという先ほどの行政の説明もありましたのでまずはやってみると。

そこで、小島議員が言われたように全部の意見をそういう苦情だと捉えるような見方はこれはいけませんし、重々承知していると思いますけど、そこに改めて留意しながらやっていくと、住民からの建設的な意見は聞くと、これは明らかにもうちょっと仕事になりませんというところは録音させていただきますとあらかじめアナウンスが流れて、それでも言うということはその方のプライバシーも守られているので、そういう意味で導入をするのは致し方ないのかなという意見なので、賛成の意見で討論をさせていただきました。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　ほかに討論はありませんか。

５番　松本暁大議員。

○５番（松本暁大君）　おはようございます。５番議員　松本です。

私は、反対の立場で発言のほうをさせていただきます。

先日の一般質問においても、最後のところに住民の方の声を聞いて十分留意していただきたいというお話をさせていただいたかと思うんですが、この１か月、２か月でごみに関してたくさんのクレームというか、皆様からお電話を頂戴したということではあるとは思うんですけれども、あの場でもお話ししましたが、そもそもそういう事態に至ったのはなぜなのかと、どういうことでそれだけクレーム、要望も含めてですけれども、出たのかということをまず考えていただいてレコーダー、ハラスメントと思われるものに関して記録を取って対処していくというそこも十分理解できるところ

ではあるんですけれども、まずは私は住民の方の声、例えば怒りも含めてそうですけれども、その辺りを十分に酌み取っていただいて、この先もずうっと今の状況が私は続くとも思っていませんし、ある程度留飲が下がれば、皆さんが落ち着いてこればというところはあるとは思いますので、まずはその住民の方の声、そこに十分耳を傾けていただいて、その上でまだハラスメント、そういったものに関して続くようでしたら対応を考えていっていただければいいのかなと思うところで、まだ２か月ぐらいしかたっていないところですけれども、その時点においてハラスメント、ハラスメントというところはいかにもちょっと、住民の方に対して責任を押しつけているわけではないですけれども、じゃあ自分たちの施策はどうであったのかというところをもう一度省みていただきたいという意味合いでも、私はまだこの導入は必要ないというふうに思っていますんで、反対ということで発言のほうをさせていただきます。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　ほかに討論はありませんか。

３番　廣瀬恵理子議員。

○３番（廣瀬恵理子君）　３番議員　廣瀬でございます。賛成の立場で討論いたします。

やはり意見と誹謗中傷というのは分ける必要があると思って、それもやっぱり町民の皆さんの意見を意見として聞くということも大切ですが、760件そういうご意見があった、その中にもしかしたら人格を否定されるとか、やっていることに対して言ってはいけない言葉、言い過ぎている言葉というのは適正に分けるべきだと思いますので賛成いたします。

○議長（加藤雅浩君）　７番　松原浩二議員。

○７番（松原浩二君）　７番議員　松原でございます。

反対、賛成、反対、賛成でしたけど、私は賛成の立場で続けてということになりますが、考え方なんですけど、当然これをつけるというのは苦情対策というかそういうことかとは思うんですけど、中には建設的な意見、考えもあると思いますのでぜひ有効利用をしていただくという意味で、いろいろ案があったときにその電話対応をした人だけが把握して、例えば同じ同僚なり上司に報告しても部分的しか伝わらないと思いますので、いい意見も当然ながら何件かあると思いますので、それをいい方向に生かしてもらうために、その担当課の中、また役場の中全体でそういうのを共有してもらって、じゃあどうしたらいいかというこれはもう根本の話、小島議員も言われたけれども、ごみの今の対応のどうするかというところが一番根本の問題があるということでこの電話ということになって、それにもつながっているところあると思いますの

で、だから、もうそういう前向きな意見も課内、全庁内で共有してもらって、ごみの今どれだけ問題があるんだというようなことを解決するいい方向へ使っていただくために、共有という意味でつけていただくのがいいかなと思いますので一応賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（加藤雅浩君）　ほかに討論はございませんか。

（討　論　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第26号　令和８年度岐南町一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（加藤雅浩君）　起立多数であります。したがって、議案第26号　令和８年度岐南町一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――

第８　議案第２７号

○議長（加藤雅浩君）　日程第８、議案第27号　令和８年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

――――――――――――――――――――――――――――――

（議　案　掲　載　省　略）

――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）　本案は既に説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第27号　令和８年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（加藤雅浩君）　起立全員であります。したがって、議案第27号　令和８年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――

第９　議案第２８号

○議長（加藤雅浩君）　日程第９、議案第28号　令和８年度岐南町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

――――――――――――――――――――――――――――――

（議　案　掲　載　省　略）

――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）　本案件については、既に説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。議案第28号　令和８年度岐南町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（加藤雅浩君）　起立全員であります。したがって、議案第28号　令和８年度岐南町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

――――――――――――◇――――――――――――

第１０　議案第２９号

○議長（加藤雅浩君）　日程第10、議案第29号　令和８年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

――――――――――――――――――――――――――――――

（議　案　掲　載　省　略）

――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）　本案件については、既に説明が終わっておりますので、質疑を行います。質疑はありませんか。

10番　小島英雄議員。

○１０番（小島英雄君）　10番　小島でございます。

議案の中で390万円という金額が計上されております。この点については岐南町の一般財源ではありませんので、岐南町はあまり関わらないような感じだったんですが、県からの10分の10ということで、歳出は一つもないところで、その中で、前回の全協の場において、笠松町の松枝小学校で行われる異文化交流会ですが、異文化学年で交流をするということでありますが、それについて笠松町は審議をしないという発

言がありました中で誰も執行部は異議を唱えなかった、この確認なんですね。やはり390万というお金が出る以上は審議するのが当たり前だと思っておりますので、その辺のところを確認、以上です。

○議長（加藤雅浩君）　服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君）　小島議員からの質疑についてお答えをさせていただきます。

議員からは笠松町が審議をしておらず幹事町に一任しているのではというご指摘をいただきましたが、こちらにつきましては事実とは異なります。今回の異学年集団による学び合い支援事業に係る経費につきましては、笠松町議会におきましても、この６月補正予算におきまして分担金としての予算措置が既に適切に上程されており、審議が諮られているところでございます。

つまり、予算の総額や事業の全体像につきましては幹事町である岐南町議会でご審議をいただきますが、その財源となる分担金については笠松町議会においても、笠松町の小学校が推進校として採択された事業に対する支出として適切な手続を経て審議されております。決して笠松町が審議を放棄し、本町に一任しているという状況ではございませんので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　10番　小島英雄議員。

○１０番（小島英雄君）　10番　小島です。

先ほど異文化と言いましたが、異学年の交流ということでちょっと訂正させてください、異学年の交流ということです。

思っていたのは、全協の場で今のような発言をしてほしかったんですね。そういうのが出たときに、いや笠松町もやっておりますと、当然ですので、その言葉がなかったからなぜ言ってくれなかったのと聞いたんですよ、そのまましゃんしゃんで終わってしまったじゃないですか。僕が後から議長に確認したら、そうですと言われたもんで、それで今ちょっとそのことを確認するために聞いておるんです。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　質問ですか？

○１０番（小島英雄君）　そのときに何で言わなかったかということ。

○議長（加藤雅浩君）　ここで暫時休憩いたします。

午前１０時４１分　休憩

午前１０時４５分　再開

○議長（加藤雅浩君）　休憩を終わり、会議を再開いたします。

服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君）　小島議員の再質疑についてお答えをさせていただきます。

全協の場におきましては、本事業の内容はご説明させていただきましたが、笠松町のほうで審議されているかどうかという質問は受けておりませんが、今回６月の補正予算で笠松町議会としても分担金として上がっておりますので、基本的にはそちらの議会のほうで十分に審議されているというふうでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤雅浩君）　ほかに質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　討論がないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。議案第29号　令和８年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（加藤雅浩君）　起立全員であります。したがって、議案第29号　令和８年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――

休会

○議長（加藤雅浩君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。議案調査のため、６月９日から18日までの10日間休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君）　異議なしと認めます。したがって、６月９日から18日までの10日間休会とすることに決定いたしました。なお、次回の会議は６月19日午前10時に開きます。日程は追って配付いたします。

――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――

散会

○議長（加藤雅浩君）　本日はこれにて散会いたします。

午前１０時４８分　散会

――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長　　加　藤　雅　浩

岐南町議会議員　　松　原　浩　二

岐南町議会議員　　渡　邉　憲　司